第１号様式（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 年　　月　　日 |
| 申請（者・組織・団体）の所在地 | 申請（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（　　　　　）－　　　　　－ |

京都市多面的機能支払交付金等交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により交付金等の交付を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業名 | □①多面的機能支払交付金事業  □農地維持支払交付金事業　　　　　　　　□資源向上支払（共同）交付金事業  □資源向上支払（長寿命化）交付金事業  □②環境保全型農業直接支払交付金事業 |
| ２ | 交付を受けようとする交付金等の額 | 円 |
| ３ | 添付書類 | □活動計画書 　□ 収支予算書 　□ 事業計画書　　□実施状況報告書 |
| ４ | 事業実施期間 | 年　　　月　　　日　　　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| ５ | 申請する事業の  必要性及び内容 |  |

※１　第２条第２号から第４号に該当する事業については、１から３について記載すること。

※２　第２条第５号に該当する事業については、１から５について記載すること。

第　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　 月 　日

申請者　　様

第２号様式（第５条関係）

京　都　市　長

　（担当　　　　　）

　　年度　京都市多面的機能支払交付金等の交付（不交付）について

　　年　月　日付けで申請がありました　　年度京都市多面的機能支払交付金等交付金につきましては、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条第１項の規定により通知します。

記

１　交付予定金額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　事業の実施場所　　　　　　　　　　　　　　地内

３　交付の条件

(1)　多面的機能支払交付金に係る活動計画書に基づき実施してください。

(2)　事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ京都市補助金等の交付等に関する条例第

１１条第１項第１号に基づき、承認を受けてください。

(3)　交付金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。

　(4) 京都市多面的機能支払交付金等実績報告書の提出後、検査を実施します。

(5)　京都市補助金等の交付等に関する条例第２２条第１項に掲げる各号のいずれかに該当

するときは、交付金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し又は、既に交付した交付

金の全部又は一部の返還を命じることがあります。

(6)　京都市補助金等の交付等に関する条例第１６条第１項に掲げる書類を整理し、補助事業完了の

翌年度から起算して１０箇年間保管してください。

(7)　当該事業により取得した財産は、適正な管理を行ってください。

(8)　当該事業により取得した施設を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてくだ

さい。ただし、承認の条件として、補助金の全額又は一部の返還を命じることがあります。

　(9)　積立金については、本事業の活動の実施の目的以外に支出しないでください。

なお、積立金の使途が多面的機能支払交付金実施要綱別紙１の第９の１及び別紙２の９の１に

該当する場合は補助金の全額又は一部の返還を命じることがあります。

(10)　その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市多面的機能支払交付金等交付要綱、農

業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱及び多面的

機能支払交付金実施要領を遵守してください。

（不交付の場合）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長になります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第３号様式（第６条関係）

京都市多面的機能支払交付金等変更承認申請書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 年　　月　　日 |
| 申請（者・組織・団体）の所在地 | 申請（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（　　　　　）－　　　　　－ |

京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条第１項第１号の規定により変更の承認を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 事業名 | | □①多面的機能支払交付金事業  □農地維持支払交付金事業　　　　　　　□資源向上支払（共同）交付金事業  □資源向上支払（長寿命化）交付金事業  □②環境保全型農業直接支払交付金事業 |
| ２ | 添付書類 | | □活動計画書　　□事業計画書　　□収支予算書 |
| ３ | 交付決定日及び  決定番号 | | 年　　月　　日　付け　　　　　　第　　　　　号 |
| ４ | 変更理由 | |  |
| ５ | 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |

第４号様式（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 年　　月　　日 |
| 請求（者・組織・団体）の所在地 | 請求（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（　　　　　）－　　　　　－ |

京都市多面的機能支払交付金等概算払請求書

京都市補助金等の交付等に関する条例第２１条第２項の規定に基づき、金　　　　　　　　円を概算払にて請求します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 請求事業名 | □多面的機能支払交付金事業  □①農地維持支払交付金事業　　　　　　□②資源向上支払（共同）交付金事業  □③資源向上支払（長寿命化）交付金事業  □環境保全型農業直接支払交付金事業 | | | | | |
| ２ | 交付決定日・番号 | 年　　月　　日付け　　　　　　号 | | | | | |
| ３ | 交付決定額 | 円 | | 内訳 | ①＋② | | 円 |
| ③ | | 円 |
| ４ | 既受領額 | 円 | | 内訳 | ①＋② | | 円 |
| ③ | | 円 |
| ５ | 今回請求額 | 円 | | 内  訳 | ①＋② | | 円 |
| ③ | | 円 |
| ６ | 残高金額 | 円 | | 内  訳 | ①＋② | | 円 |
| ③ | | 円 |
| ７ | 進捗率 | ％ | | | | | |
| ８ | 振込先 | 振込交付金 | 農地維持支払交付金  　資源向上支払（共同）交付金 | | | 資源向上支払（長寿命化）交付金  環境保全型農業直接支払交付金 | |
| 金融機関  及び支店名 |  | | |  | |
|  | | |  | |
| フリガナ  口座名義 |  | | |  | |
|  | | |  | |
| 口座種類  口座番号 |  | | |  | |
|  | | |  | |

※１　３から６の内訳は多面的機能支払交付金事業で概算払を受ける場合において、①農地維持支払交付金事業、②資源向上支払（共同活動）交付金事業、③資源向上支払（長寿命化）交付金事業について記入する。

※２　７ 進捗率（％）は、（４ 既受領額＋５ 今回請求額）／（３ 交付決定額）×１００で算出する。

第５号様式（第９条関係）

京都市多面的機能支払交付金等実績報告書

|  |  |
| --- | --- |
| （宛先）京　都　市　長 | 年　　月　　日 |
| 報告（者・組織・団体）の所在地 | 報告（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（　　　　）－　　　　　－ |

京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により事業の実績を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業名 | □①多面的機能支払交付金事業  □農地維持支払交付金事業　　　　　　　　□資源向上支払（共同）交付金事業  □資源向上支払（長寿命化）交付金事業  □②環境保全型農業直接支払交付金事業 |
| ２ | 添付書類 | □実施状況報告書　　□事業実施報告書　　□収支報告書  □営農活動実績報告書　□経費を支出したことを証する書類 |
| ３ | 事業実施期間 |  |
| ４ | 交付決定額 | 円 |
| ５ | 事業の概要及び効果 |  |

※１　第２条第２号から第４号に該当する事業については、１から３について記載すること。

※２　第２条第５号に該当する事業については、１から５について記載すること。